

聖園老人ホーム 運営規程

社会福祉法人 善き牧者会

聖園老人ホーム

目 次

第1章 施設の目的及び運営方針 第1条 目的 第2条 運営方針 第2章 施設の名称等 第3条 施設の名称及び所在地 第3章 職員の職種、員数及び職務内容 第4条 職員の職種及び数 第5条 職務の内容 第4章 利用定員 第6条 入所者の定員 第5章 利用者に対するサービス内容 第7条 処遇計画の作成 第8条 相談、援助等 第9条 居宅介護サービスの利用 第10条 サービス提供の記録と連携 第11条 居室 第12条 食事の提供 第13条 日課および年間計画 第14条 リネン交換 第15条 健康保持 第16条 金銭等管理代行 第17条 入院期間中の対応 第18条 緊急時の対応 第19条 入所 第20条 入所時の面接 第21条 退所事由 第22条 社会復帰の支援	第6章 ホーム利用にあたっての留意事項及び職員の義務 第23条 自己選択の生活と共同生活への尊重 第24条 外出及び外泊 第25条 面会 第26条 健康留意 第27条 衛生保持 第28条 感染症対策 第29条 介護事故発生時の対応及び防止等 第30条 ホーム内の禁止行為 第31条 秘密の保持 第7章 非常災害対策 第32条 災害、非常時への対応 第8章 その他の運営についての重要事項 第33条 掲示 第34条 身体拘束 第35条 施設・設備 第36条 葬儀等 第37条 苦情対応 第38条 地域との連帯 第39条 虐待防止に関する事項 附 則
--	--

聖園老人ホーム 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 社会福祉法人善き牧者会が設置運営する養護老人ホーム聖園老人ホーム（以下「ホーム」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームは、利用者のサービスに関する計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立のために必要な指導並びに訓練その他の支援を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町及び他の老人福祉を増進することを目的とする事業者、その他の保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第2章 施設の名称等

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名 称 聖園老人ホーム

所在地 阿久根市西目5820番地

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び数)

第4条 ホームを運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとする。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによる。

(1) 施設長1名（常勤）

(2) 医師1名（嘱託医・非常勤）

- (3) 主任生活相談員 1 名（常勤）
- (4) 生活相談員 1 名（常勤換算）
- (5) 支援員 4 名以上（常勤換算）＊支援員のうち一人を主任支援員とすること。
- (6) 看護師 1 名以上
- (7) 栄養士 1 名（常勤）
- (8) 事務長 1 名（常勤）
- (9) 事務員 1 名（常勤）
- (10) 調理員 3 名以上

（職務の内容）

第 5 条 職員は、ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

- (1) 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等を行う。
- (4) 生活相談員は、サービス計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行う。
 - ① 利用者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - ② 処遇に関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - ③ 事故の状況及び事故に際して執った措置について記録を行うこと。
- (5) 支援員は、サービス計画に基づき、それに沿った支援を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- (6) 看護職員は、医師（嘱託医）、協力病院と連携し、保健衛生等の業務を担当する。
- (7) 栄養士は、サービス計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導する。
- (8) 事務員は、経理事務、人事労務事務などを執るほか、施設庶務を行う。
- (9) 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当する。

第 4 章 利用定員

（入所者の定員）

第 6 条 ホームに入所できる利用者の定員は 6 0 人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはできない。

第 5 章 利用者に対するサービス内容

（処遇計画の作成）

第7条 サービス計画の作成については、生活相談員が行う。

- 2 生活相談員は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者のサービス計画を作成する。
- 3 生活相談員は、サービス計画について、利用者の処遇の状況などを勘案し、必要な見直しを行う。

(相談、援助等)

第8条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 ホームは、利用者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の支援を行う。
- 3 ホームは、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 ホームは、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- 5 ホームは、利用者の外出の機会を確保するよう努める。
- 6 ホームは、利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な支援を行う。
- 7 ホームは、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 8 ホームは、趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自立的な生活を送れるよう支援する。

(居宅介護サービスの利用)

第9条 ホームは、利用者が要介護状態等（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じる。

(サービス提供の記録と連携)

第10条 ホームは、サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況や、その際の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、関係部署と必要な連携を図るものとする。

- 2 ホームは、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室)

第11条 利用者の居室は、個室とし、ベッド、床頭台、クローゼット等が備品として備えられている。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7時20分～・7時30分～・7時35分～ (グループ別)

(2) 昼食 午前11時05分～・11時15分～・11時20分～

(3) 夕食 午後 4時45分～・4時55分～・5時00分～

(日課および年間計画)

第13条 ホームは、日常生活につき日課を定め、処遇計画に基づき実践するものとする。ただし、園長は必要に応じて日課を変更することができる。なお計画は3月の理事会にて次年度計画の承認を得るものとする。

2 園長、生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、余暇を有効に活用させるよう努めなければならない。なお計画は3月の理事会にて次年度計画の承認を得るものとする。

(リネン交換)

第14条 居室においては、2週に1回、午前中にリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、利用者の希望や身体の状態に合わせて医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(健康保持)

第15条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(金銭等管理代行)

第16条 預り金等は、原則、利用者(又は家族)管理であるが、やむを得ない事情がある場合は、別に定める「利用者預り金規程」によってホームが管理の代行を行う。

(入院期間中の対応)

第17条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後2か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、利用者又は家族と協議して定めるものとする。

(緊急時の対応)

第18条 身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜

を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車要請等の対応を行うものとする。

(入所)

第19条 ホームの入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、ホームは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮する。

(入所時の面接)

第20条 ホームは、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともにホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めるものとする。

(退所事由)

第21条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡する。

- ① 利用者からの退所の申し出があったとき
- ② 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- ③ 利用者が病院等に入院し3か月以上経過したとき、及び3か月以上の期間入院が見込まれるとき
- ④ 利用者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第22条 ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な支援に努める。

- 2 ホームは、利用者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 ホームは、利用者の退所後も必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談支援を行うとともに、適切な支援を行う。

第6章 ホーム利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第 23 条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、ホームの秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 24 条 利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第 25 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は、特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。また、面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第 26 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。また、ホームで行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 27 条 利用者は、ホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛けるとともに、ホームに協力するものとする。

2 利用者は、入居にあたって感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため衣類、家具等持込品については、事前に殺虫、消毒処理を受けなければならない。

3 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1) 衛生知識の普及、伝達

(2) 原則年 2 回の全館防虫防鼠消毒及び年 1 回の大掃除

(3) その他必要なこと

(感染症対策)

第 28 条 ホームは、常に感染症又は食中毒の発生を予防し、蔓延防止に努めなければならない。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 29 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して執った処置を記録する。

- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のため、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第 30 条 利用者及び職員は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利又は自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

(秘密の保護)

第 31 条 ホームは、業務上知り得た利用者及び家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、入所中及び退所後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保護しなければならない。また、職を辞した場合においてもこれらの秘密は、保護しなければならない。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 32 条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月に 1 回は実施する。このうち、年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせなければならない。
- 4 ホームの火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置する。
- 5 備蓄食料品は、3 日間（～5 日間）とする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(掲示)

第33条 ホーム内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、その他のサービスに関する重要事項を掲示する。

(身体拘束)

第34条 ホームは、利用者の身体拘束は行なわない。ただし、利用者又は来客、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、利用者の家族から「利用者の身体拘束に伴う申請書」の同意を得たときにのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行なうことができる。

(施設・設備)

第35条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(葬儀等)

第36条 死亡した利用者に葬儀を行う者がいないとき及び遺留金品がある場合は、施設長は老人福祉法第11条2項の規定を適用し、関係市町と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第37条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合ホームは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法等について利用者又はその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決制度】に記載されたとおりである。

(地域との連携)

第38条 ホームの運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第39条 ホームは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ホームは、サービス提供中に、ホーム職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成26年10月21日から一部改正する。

この規程は平成29年10月1日より一部改正する。

この規程は令和03年04月01日より一部改正する。

この規程は令和07年04月01日より一部改正する。